

# エコアクション21地域判定委員会規程

埼玉県中小企業団体中央会

「エコアクション21地域事務局埼玉県中小企業団体中央会」認証・登録制度実施要領1.2に規定するエコアクション21地域判定委員会（以下「地域判定委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域判定委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業者のエコアクション21認証・登録の可否
- (2) 事業者のエコアクション21審査人の審査結果に対する異議
- (3) その他事業者のエコアクション21認証・登録に関する事項

（構成及び委員の委嘱）

第2条 地域判定委員会は、必要に応じて複数設置し、一つの委員会は3人以上5人以内をもって構成し、その委員は、事業者の環境への取組などに関する専門家及び学識者のうちから、埼玉県中小企業団体中央会会長が委嘱する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。再任は、この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。また、補欠のため選出された委員の任期は、現任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

- 2 委員長は、委員会を統轄する。
- 3 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理が、これを代行する。

（地域判定委員会（以下「会議」）の開催）

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長を務める。

- 2 会議は、必要に応じて適時開催するものとする。

（会議の定足数及び議決数）

第6条 会議は、これを構成する委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 会議の決議は、全会一致を原則とする。

（守秘義務）

第7条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより委員退任後に他に漏らしてはならない。

（規程の改廃）

第8条 本規程は、地域運営委員会委員の3分の2以上の賛成によって改廃できるものとする。

（附則）

- 1 平成23年6月1日 制定